

新図書館システム構築業務に係る公募型プロポーザル募集要項

尾鷲市が実施する新図書館システム構築業務に係る公募型プロポーザルによる業者選定に際し、次のとおり参加業者を募集します。

令和 8 年 9 月 1 日

尾鷲市長 加藤 千速

1. 業務の概要

(1) 業務名

新図書館システム構築業務

(2) 業務場所

三重県尾鷲市中村町地内

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期限

新図書館システム構築業務委託：契約の日から令和 9 年 10 月 31 日までとする。

新図書館システム使用料：令和 9 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日までとする。

2. 見積限度額

(1) 新図書館システム構築業務委託49,214千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 新図書館システム使用料27,920千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 担当部署

尾鷲市教育委員会 文化・スポーツ振興課 尾鷲市立図書館

〒519-3616 三重県尾鷲市中村町 10-41

TEL：0597-23-8282 FAX：0597-23-8283

メールアドレス：tosyokan@city.owase.lg.jp

4. 全体スケジュール及び契約交渉相手方決定までの事務手順

別紙 1 のとおり

5. 参加資格要件

(1) 本業務のプロポーザルに参加するものは、公告日から、本業務契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

ア. 尾鷲市物品・物件等入札参加資格者名簿に登録されていて、かつ、取扱商品メーカー等調書に「2-1 電算（OA）機器・関連商品、消耗品」又は「37-11 業務委託」の記載があること。

- イ. 尾鷲市及び三重県において資格（指名）停止措置をうけていないこと。
- ウ. 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 6 号及び尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 21 年告示第 28 号)第 2 条第 9 号、第 10 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

6. 企画提案書に関する質問の提出場所、提出期間及び提出方法等

(1) 提出書類

ア. 質問書（様式第 8 号）

(2) 提出場所

「3. 担当部署」に同じ

(3) 提出期間

公告日から令和 8 年 9 月 8 日（火）の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、期間中の月曜日を除きます。

(4) 提出方法

企画提案書に関する質問については、電子メールによること。（午前 9 時 30 分から午後 5 時の間に電話により 3. 担当部署まで受信確認をすること。）

なお、電話又は口頭による質問は受付けません。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れのあるものを除き、令和 8 年 9 月 10 日（木）を目途に、提出されたすべての質問とその回答をまとめて、市公式ホームページに掲載します。

7. 参加申込書類の提出場所、提出期間及び提出方法等

(1) 提出書類

ア. 参加表明書（様式第 1 号）

イ. 会社概要（様式第 2 号）

ウ. 業務実績調書（様式第 3 号）

エ. 業務の実施体制（様式第 4 号）

(2) 提出場所

「3. 担当部署」に同じ

(3) 提出期間

公告日から令和 8 年 9 月 15 日（火）の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、期間中の月曜日を除きます。

※郵便の場合は、期間内必着とします。

(4) 提出方法

提出期間内に持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。

(5) 提出部数

正本 1部

商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印したもの。なお、提出書類の体裁は、A4 サイズ、ホッチキス留めを行わずクリップ等により留めるものとし、すべてにページ番号を付してください。印刷のカラー、白黒は問いません。

(6) 参加資格の決定

入札参加資格者には、令和8年9月17日（木）午後5時までにE-mailにて参加資格確認通知書を送付します。

また、参加資格が無い方には同じ日程で電話連絡します。

8. 企画提案書の提出場所、提出期間及び提出方法等

参加表明書（様式第1号）を提出された本プロポーザルへの参加申込者（以下「提案者」という。）は、次の各号により企画提案書を作成して提出してください。

(1) 提出書類

- ア. 企画提案書（様式第5号）
- イ. 課題に対する企画提案（任意様式）
- ウ. 機能要件表（様式第6号）
- エ. 機器詳細表（様式第7号）
- オ. 参考見積書（任意様式）

(2) 提出場所

「3. 担当部署」に同じ

(3) 提出期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月2日（金）の午前9時30分から午後5時まで。ただし、期間中の月曜日及び令和8年9月30日（水）を除きます。

※郵便の場合は、期間内必着とします。

(4) 提出方法

提出期間内に持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。

(5) 提出部数

正本 1部

副本 6部（ア及びオについては正本のみ）

なお、提出書類の体裁は、文字の大きさ11ポイント以上、A4判両面印刷とし、A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷でA4サイズにZ折とします。ホッチキス留めを行わずクリップ等により留めるものとし、すべてにページ番号を付してください。印刷のカラー、白黒は問いません。

ただし、企画提案書及び参考見積書は、商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印したものを提出してください。

9. 審査方法及び審査内容

別紙「新図書館システム構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領」、8ヒアリング及びプレゼンテーションの実施、9審査方法による。

なお、提出された書類、審査の過程等は公表しません。ただし、審査結果については受託候補者の商号又は名称及び総得点を尾鷲市ホームページで公表します。

10. 契約手続き等

(1) 契約交渉相手方等の決定

審査の結果により、最優秀提案者となった者を本業務の契約交渉相手方として、委託契約等の交渉を行います。

なお、契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合、またはその他権利を失った場合は、次点者を契約交渉相手方とし、契約交渉を行います。

(2) 契約内容の交渉

契約内容については、提案された企画内容等をふまえ契約交渉相手方と交渉し決定します。

11. 費用負担

参加申込書類及び技術提案書等の作成等に要する費用は、参加者の負担とします。

12. 失格基準

次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とします。

- (1) 本要領に定められた参加資格の要件を満たさないとき。
- (2) 本要領に定められた提出方法によらず提案書類等が提出されたとき。
- (3) 本要領に定められた提出期限までに提案書類等が提出されなかったとき。
- (4) 本要領により提出を求められた提案書類等について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた提案書類等について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。その場合、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがあります。
- (6) 本プロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) 募集要領に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

13. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加者が1者のときは、その1者を契約候補者として決定します。
- (2) 本プロポーザルの実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた提案書類等に虚偽の記載を行った者は、指名停止等の措置要綱に基づき、指名停止等の措置を行う場合があります。
- (3) 提案書類等は、提出後の差し替え及び引き替えは認めません。
- (4) 提案書類等の提出書類は返却しません。
- (5) 提出された提案書類等は、審査以外に無断で使用しません。
- (6) 参加申込後に参加を辞退する場合は、「公募型プロポーザル辞退届（様式第9号）」を

持参又は郵便（簡易書留）にて提出してください。

（7）書類等の作成や手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

別紙 1

プロポーザルの全体スケジュール及び優先交渉権者決定までの事務手順

事項	期日・期間等
募集要項の公告	令和 8 年 9 月 1 日（火）
提案書に関する質問の受付 ※電子メールによる	公告日から令和 8 年 9 月 8 日（火）午後 5 時まで
提案書に関する質問への回答	令和 8 年 9 月 1 0 日（木）までに 尾鷲市ホームページで回答
参加申込書類の受付	公告日から令和 8 年 9 月 1 5 日（火）午後 5 時まで
提案書類の提出期間	令和 8 年 9 月 1 8 日（金）午前 9 時 3 0 分 令和 8 年 1 0 月 2 日（金）午後 5 時まで
ヒアリング等審査の実施	令和 8 年 1 0 月 8 日（木）※予定
ヒアリング等審査結果の通知	令和 8 年 1 0 月 9 日（金）※予定
契約交渉相手方との随意契約	令和 8 年 1 0 月中下旬頃